

令和3年11月30日
総務部職員課

江東区職員の給与に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨		特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、給与改定にかかる規定整備を行う。
改正条例第1条による改正		
期末手当	第27条	期末手当の支給月数を3月支給分について0.15月（再任用職員は0.05月）引き下げる。
改正条例第2条による改正		
期末手当	第27条	第1条による改正後の期末手当の年間支給月数は変えずに、6月及び12月支給分を0.075月（再任用職員は0.025月）引き下げることにより調整する。
附則		第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する旨を定める。

江東区職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>【第1条（当初）】</p> <p>第1条～第26条の2（略） （期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第11条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第27条の2～第28条（略）</p> <p>別表第1～別表第5（略）</p>	<p>【第1条（公布の日施行）】</p> <p>第1条～第26条の2（略） （期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第11条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第27条の2～第28条（略）</p> <p>別表第1～別表第5（略）</p>

江東区職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>【第2条（公布の日）】</p> <p>第1条～第26条の2（略） （期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第11条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の92.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第27条の2～第28条（略）</p> <p>別表第1～別表第5（略）</p>	<p>【第2条（令和4年4月1日施行）】</p> <p>第1条～第26条の2（略） （期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第11条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の85</u>、12月に支給する場合には<u>100分の90</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第27条の2～第28条（略）</p> <p>別表第1～別表第5（略）</p> <p>附 則</p> <p>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p>

期末手当の支給月数

1 一般職員 再任用職員

	現行				第1条による改正				第2条による改正			
					改正案 (公布の日施行)				改正案 (令和4年4月1日施行)			
一般職員	(単位:月)				(単位:月)				(単位:月)			
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計
	1.125	1.175	0.25	2.55	1.125	1.175	<u>0.10</u>	<u>2.40</u>	<u>1.05</u>	<u>1.10</u>	<u>0.25</u>	2.40
再任用職員	(単位:月)				(単位:月)				(単位:月)			
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計
	0.625	0.675	0.10	1.40	0.625	0.675	<u>0.05</u>	<u>1.35</u>	<u>0.60</u>	<u>0.65</u>	<u>0.10</u>	1.35

2 管理職員 再任用管理職員

	現行				第1条による改正				第2条による改正			
					改正案 (公布の日施行)				改正案 (令和4年4月1日施行)			
管理職員	(単位:月)				(単位:月)				(単位:月)			
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計
	0.925	0.975	0.25	2.15	0.925	0.975	<u>0.10</u>	<u>2.00</u>	<u>0.85</u>	<u>0.90</u>	<u>0.25</u>	2.00
再任用管理職員	(単位:月)				(単位:月)				(単位:月)			
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計
	0.525	0.575	0.10	1.20	0.525	0.575	<u>0.05</u>	<u>1.15</u>	<u>0.50</u>	<u>0.55</u>	<u>0.10</u>	1.15